

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う利用できる助成金について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年4月7日東京都などに緊急事態宣言が発令されました。期間は令和2年5月6日までとなっていますが、飲食店の時間短縮による営業、百貨店など小売店においては一部フロアを除き臨時休業など消費者にとっての影響はもちろんのこと、事業主の皆様、労働者の皆様にとっても影響は計り知れない状況です。いつまでこのような状況が続くのか先行きが不透明な状況で前号でもご紹介させていただきました、雇用調整助成金について改めてお伝えします。

雇用調整助成金とは、景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向(以下、「休業等」といいます。)を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。今般、感染拡大防止のため、4月1日～6月30日を緊急対応期間として、全国で、「全て」の業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施します。①通常、雇用保険の被保険者を対象とするものを被保険者でない労働者の休業も含め、②生産指標要件も通常3月以上10%以下とするものを1月5%以上低下、③計画届についても「事前の届出」ではなく「事後の届出」も認めるなど要件について緩和されていることもあり是非活用していただけるものではないかと思えます。

2. 新型コロナウイルスの影響による事業困難事業所に対する労働・社会保険料の猶予措置制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続を困難にする恐れがある会社に対し、労働保険料や厚生年金保険料の納付の猶予等の措置が発表されましたのでご案内させていただきます。いずれも、現時点では最大1年間の猶予措置となる予定とのことです。

◎労働保険料等の納付の納付猶予

労働保険料等を一時的に納付することが困難になったときの制度として、納付の猶予と換価の猶予の制度がありますが、今般のコロナ禍(か)においては災害による納付の猶予の制度が設けられています。制度内容、申請方法、リーフレット、Q&Aが公表されておりますので、ご検討される場合はご確認ください。詳細は、こちらのリンク先にてご確認ください。

【厚生労働省 災害猶予制度に関するお知らせ】→ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf>

◎厚生年金保険料等の納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあり、一定の要件に該当する場合、申請に基づき、納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6月以内に保険料等の「換価の猶予」(納付の猶予)を受ける制度があります。詳しくは、日本年金機構の下記ホームページをご覧の上、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

【日本年金機構「新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について」】→ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

3. 改正「健康増進法」が4月1日に全面施行 喫煙ルールを考える

改正健康増進法が全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための喫煙ルールが大きく変わり、多くの施設が「屋内原則禁煙」になりました。

オフィスや飲食店等は、喫煙専用室と加熱式タバコ専用喫煙室の設置が認められています。新型コロナ肺炎も非喫煙者より重症化するとも言われており、喫煙リスクや喫煙場所の縮小で禁煙を始めるきっかけになるかもしれません。



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

今月号も別紙で新型コロナ対応につきましの記事をお送りさせていただきます。ご一読いただき、必要性がある場合は早め早めにご連絡くださいませ。(秋山)

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡